

# 非常時における事業者間ローミングの 検討について

---

## 海上保安庁

### 令和4年10月25日

非常時における事業者間ローミング等に関する検討会

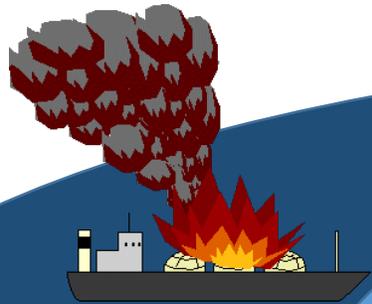
# 1. 海上保安庁の緊急通報受理体制

- 緊急通報(地上系音声の流れ)
- 緊急通報(衛星系音声の流れ)
- 位置情報の流れ

呼び返しによる状況確認及び、管轄する管区本部へ出動指示

本庁運用司令センター  
※衛星経由の118番に限る

## ①衛星船舶電話・衛星携帯電話



携帯電話エリア外



## ③携帯電話



## ②固定・IP電話

加入者情報通知サーバ

通信事業者網

管区海上保安本部  
運用司令センター

位置情報ネットワーク

呼び返しによる状況確認及び、管轄する海上保安部へ出動指示

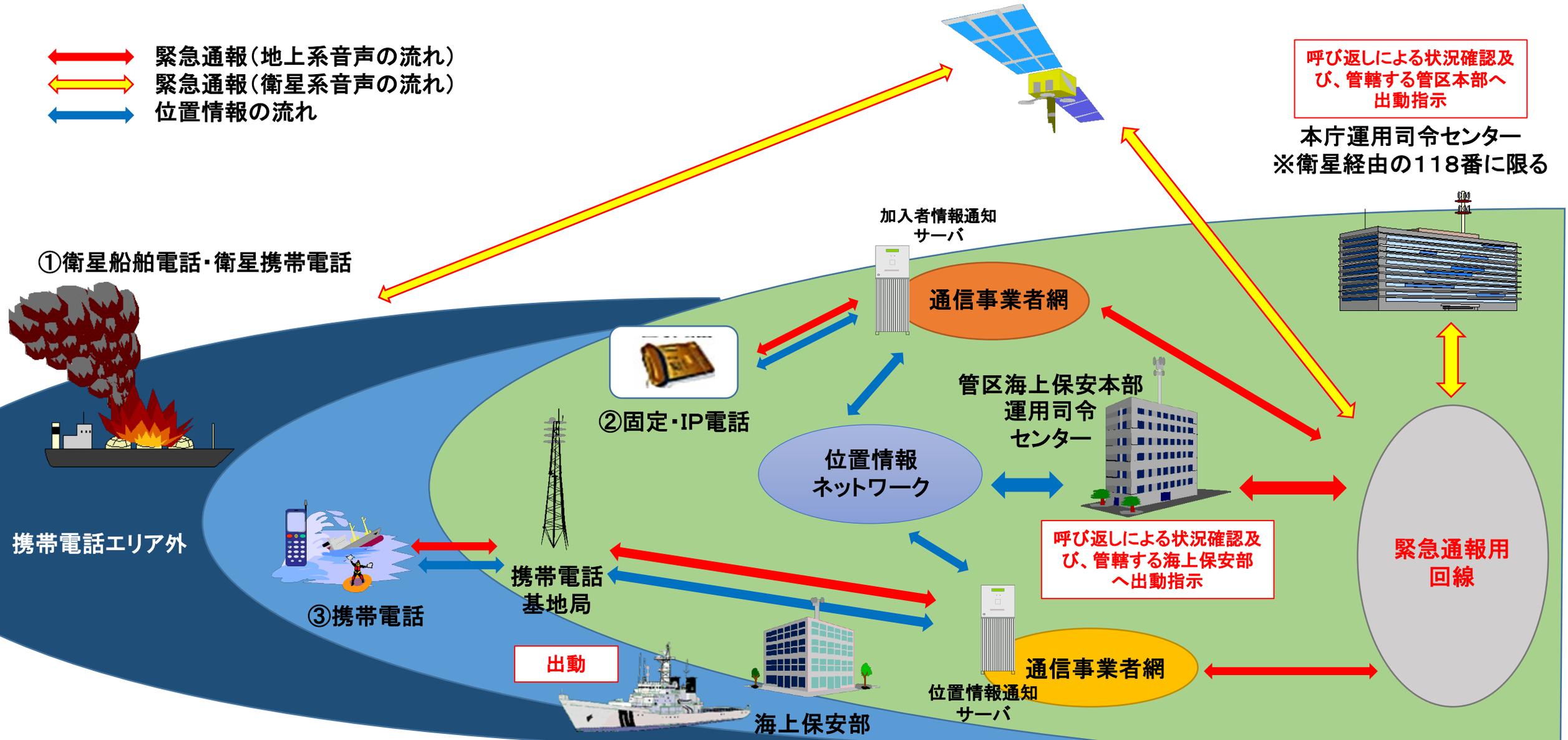
緊急通報用回線

出動

通信事業者網

位置情報通知サーバ

海上保安部



## 2. 7月2日KDDI通信障害における海上保安庁への影響

緊急通報について、通報遅延として認知した事例

### 《事例》

- ・プレジャーボート（au）が定置網に乗り揚げたため航行できなくなり、当庁へ通報するも繋がらなかったため、付近船舶から代理通報したものの。
- ・プレジャーボート（au）が消波ブロックに乗り揚げたことから当庁へ通報するも繋がらなかったため、付近漁師から携帯電話を借用して通報したものの。
- ・プレジャーボート（au）が推進器障害で航行できなくなり、当庁へ通報したものの、その後の海上保安部からの架電が繋がらなかったもの。
- ・渡船で釣り筏に渡った釣客（au以外）から、天候悪化のため渡船（au）に連絡するも繋がらなかったため、当庁へ救助要請の通報をしたもの。

### 3. ローミングを実施する「非常時」の考え方について

緊急通報を行うことができない状況が生じれば、受理機関側で事案の発生を認知することができず、人命・財産に対する適切な保護活動が行えなくなることから、自然災害、通信事故等の原因にかかわらず、広くローミングの対象とするべきと考えます。

## 4. 望まれるローミング方式について

海上で起こる事件・事故は時間の経過とともに通報時と状況が変わっていくことが多く、呼び返しが行えない場合、時宜を得た状況確認や助言等が行えず、被害が拡大するおそれがあります。

的確な海難救助を実現するためにも、呼び返しは必要です。

また、電話リレーサービス等、データ通信を利用した通報システムにも対応できるよう、フルローミングを含め広く検討することが重要だと考えます。

## 5. SIMなし端末からの緊急通報について

位置情報通知がないこと、呼び返しができないこと、必要に応じた通報にかかる情報照会ができないことから、事実関係の把握が困難になり、海上の安全及び治安の確保に支障が生じる可能性があります。

また、発信番号が通知されないことによるいたずら電話の多発が懸念され本来の緊急通報への対応に支障が出るおそれがあります。

上記理由からコアネットワークの障害等、重大な通信事故が発生した際もフルローミングと同様な通信サービスを提供できるように検討していくことが必要だと考えます。

## 6. ローミング導入に伴う指令台の改修について

現行の技術的条件で通知されれば改修の必要はありませんが、技術的条件の変更が生じた場合、指令台の仕様の決定及び改修に期間を要するため、ローミング導入の時期に影響を及ぼすことが考えられます。

円滑なローミング導入のためにも、緊急通報受理機関側で改修の必要が無いような形での導入が望まれます。